

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

相続により事業承継した場合の減価償却

Q: 個人で貸アパートを営んでいた父が死亡したため、相続人の私が事業を引き継ぎました。私の不動産所得を計算する場合、アパートの減価償却は税務上、どのように計算すればよいのでしょうか。

A: 被相続人の取得価額と耐用年数を相続人が引き継ぐことになります。

「限定承認」をした場合には、相続時の時価が取得価額になります。

【解説】

相続によって取得した減価償却資産は、被相続人の取得価額が相続人に引き継がれることになります。

よって、減価償却費の計算の基礎となる取得価額や耐用年数なども被相続人の計算と同じ取得価額や耐用年数を使用することになります。

なお、被相続人が選択していた償却方法についての引き継ぎはありません。

ただし、相続によって得た財産の限度で、被相続人の債務を引き継いだ場合は「限定承認」と言い、相続開始時に、相続開始時に相続財産を時価で譲渡したものとして、被相続人に譲渡所得税が課されます。

このときは、取得価額の引き継ぎではなく、相続時の時価が減価償却の取得価額となります。

この場合には、中古資産を取得した場合と同様に、使用可能期間の年数を見積もって耐用年数とすることができます。

